

水戸市安心住宅リフォーム支援補助金



事業の目的

将来にわたり安心して住み続けることができる住まいづくりのため、住宅のリフォーム工事に補助金を交付することにより、既存住宅ストックの活用による住環境整備の向上及び地域経済の振興を図ることを目的とします。

下記の要件を満たす場合、補助事業に係る費用の一部を補助します。

【対象者】 次の要件をすべて満たす方

- ① 市内に対象物件を所有している
- ② 市税を滞納していない
- ③ 過去に当該補助金を受けていない

【対象物件】 次の要件をすべて満たす物件

- ① 住宅の用に供する既存建物（店舗兼用住宅については、住宅部分のみ）
※ただし、不動産業を営む者又はこれと同等と認められる者が収益を目的として所有する建築物を除く。
- ② 建築確認日が昭和56年6月1日以降である住宅又は耐震性が確保されている住宅

補助の概要

補助事業

- ① リフォーム事業：市内に本店を有する法人等と請負契約によりリフォーム工事を行う事業
※ただし、リフォーム工事費用が50万円（消費税を除く。）以上で、申請年度の末日までに終了する見込みのものに限ります。
- ② リフォーム助言事業：リフォームアドバイザーの派遣を依頼し、助言を受けようとする事業
※上記リフォーム事業のみでも補助金の申請はできます。

補助対象経費

- ① リフォーム事業：住宅の安全性、耐久性又は居住性を向上させるために行う改修工事のうち、別に定める工事に係る費用 ※ただし、他の補助金等の交付を受けようとする経費を除きます。
- ② リフォーム助言事業：茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録制度の規定による茨城県知事の登録を受けたアドバイザーの派遣に係る費用

補助額

事業に係る経費にそれぞれ補助率を乗じた額の総額を補助します。

ただし、10万円が上限額となります。



【リフォーム事業】
補助対象経費 × 補助率 10%



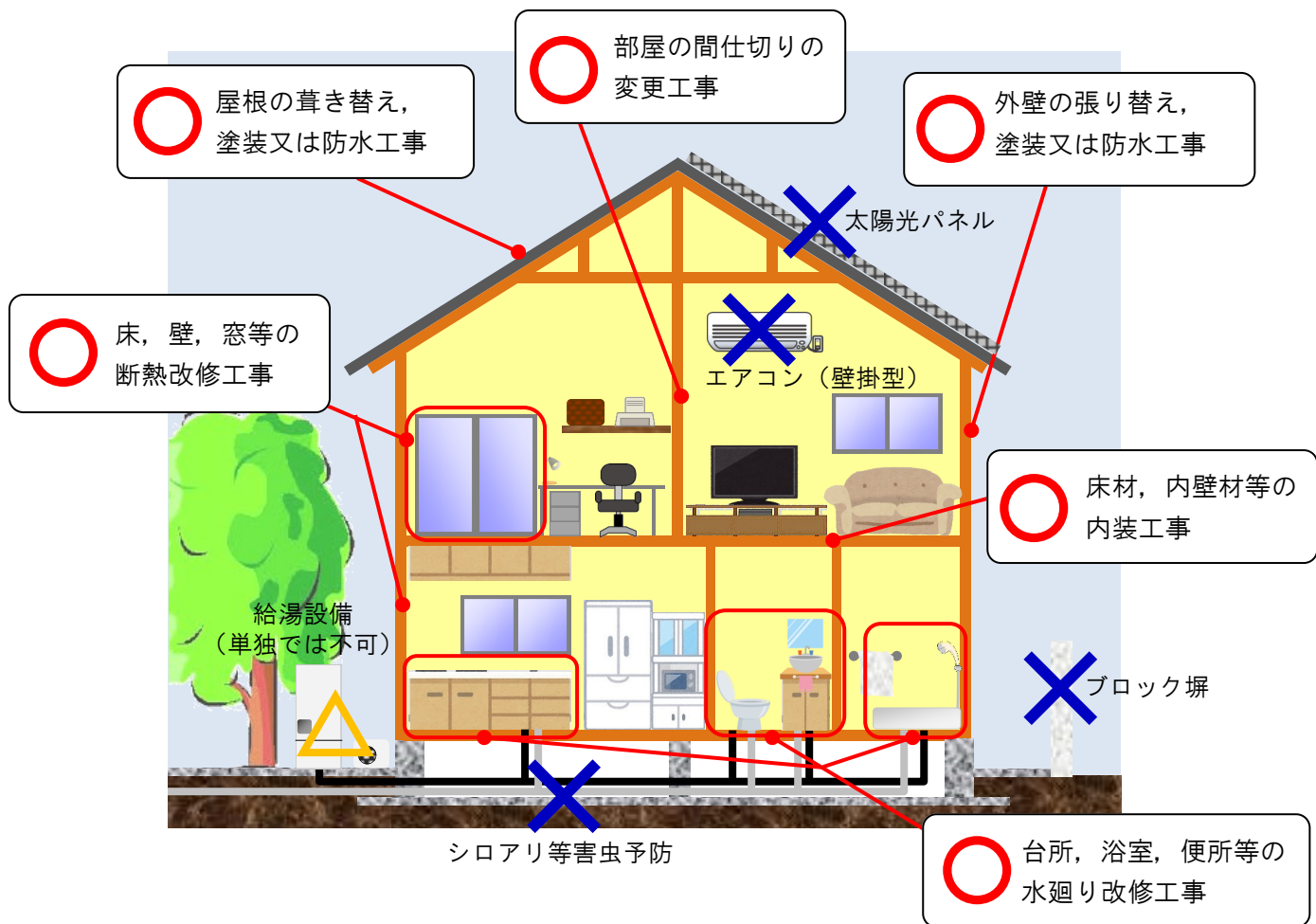
【リフォーム助言事業】
補助対象経費 × 補助率 50%

申請の流れ

「リフォーム助言事業」を実施する場合は、いずれかのタイミングとなります。



リフォーム事業の補助対象となる工事等



補助の対象となる例

- ・ユニットバスへの交換
- ・システムキッチンの新設, 交換
- ・ベランダの防水工事
- ・間仕切り工事に伴う作り付け収納等
- ・給排水管の修繕
- ・天井埋め込み式照明器具等
- ・襖, 障子の取替及び畳の張り替え
- ・窓ガラスの二重ガラスへの交換
- ・雨樋の修繕
- ・壁, 床等の防音工事
- ・換気設備の設置
- ・建具の修繕, 新設
- ・ユニットバスと一体で設置する給湯設備
- ・システムキッチンと一体で設置するIHコンロ等

補助の対象とならない例

- ・増築, 減築
- ・車庫, 物置の設置
- ・電化製品の購入, 設置 (壁掛型エアコンなど)
- ・植栽, 門扉, ブロック塀等の外構工事
- ・太陽光発電設備の修繕, 設置
- ・電話, インターネット配線
- ・バルコニー, ベランダの設置
- ・アンテナ設置
- ・浄化槽の設置
- ・排水管清掃
- ・シロアリ等害虫予防工事
- ・防犯ライト, カメラの設置
- ・音響, AV機器の設置工事 (ホームシアター等)
- ・防災用品購入, 設置

リフォーム助言事業について

リフォーム助言事業を実施する場合、右記の内容を確認していただき、ご利用を希望される場合は **(一社) 茨城県建築士事務所協会** (☎029(305)7771) へお問い合わせください。

住宅耐震・リフォームアドバイザー派遣制度

身近な相談パートナーを派遣します。

県民の皆様へ適正で安全・安心な住宅リフォームを実現していただくため、中立的立場の建築の専門家(※2)を、身近な相談パートナーとして派遣し、皆様の要望を支援する制度です。

リフォーム工事を計画しているあなたに専門家が相談に応じます。

茨城県に登録したリフォームアドバイザーが、リフォームに関する専門的な事前のアドバイスを現地にて相談に応じます。

県民の皆様を悪質業者によるリフォーム被害から防止し、安全・安心で良質なリフォームを行うための事前の相談が出来る仕組みです。リフォームの実現に向け、リフォームアドバイザー(茨城県登録アドバイザー366名 ※H25.4.3現在)を派遣して(有料)、リフォーム計画に専門家が中立的立場で、わかりやすいリフォーム工事のアドバイスを行います。あなたのお近くのアドバイザーを派遣します。

■派遣のお問合せ: (一社) 茨城県建築士事務所協会 (<http://www.i-jk.org/>) TEL:029(305)7771